

高松市病院局企業職員給与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 8 月 1 3 日

高松市病院事業管理者 和 田 大 助

高松市病院局管理規程第 1 3 号

高松市病院局企業職員給与規程の一部を改正する規程

高松市病院局企業職員給与規程（平成 2 3 年高松市病院局管理規程第 2 4 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
別表第 6（第 1 8 条関係） 特殊勤務手当表			別表第 6（第 1 8 条関係） 特殊勤務手当表		
手当の種類	手当の支給を受け る職員の範囲	手当の額	手当の種類	手当の支給を受け る職員の範囲	手当の額
略			略		
災 害 応 急 作 業等手当	（1） 異常な自然 現象により重大 な 災 害 が 発 生 し、又は発生す るおそれがある	1 日につき <u>7 1 0 円</u> （日没から日出までの間にお いて従事した場合はその額に その 1 0 0 分の 5 0 に相当す る額を加算した額）	災 害 応 急 作 業等手当	（1） 異常な自然 現象により重大 な 災 害 が 発 生 し、又は発生す るおそれがある	1 日につき <u>4 8 0 円</u> （日没から日出までの間にお いて従事した場合はその額に その 1 0 0 分の 5 0 に相当す る額を加算した額）

	現場において巡回監視の業務に従事した職員 (2) 異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所での応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事した職員 (3) 市の区域外で管理者が認めるもの	1日につき <u>1,080円</u> (日没から日出までの間において従事した場合はその額にその100分の50に相当する額を加算した額) 1日につき <u>1,440円</u> (日没から日出までの間において従事した場合はその額にその100分の50に相当する額を加算した額)		現場において巡回監視の業務に従事した職員 (2) 異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所での応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事した職員 (3) 市の区域外で管理者が認めるもの	1日につき <u>730円</u> (日没から日出までの間において従事した場合はその額にその100分の50に相当する額を加算した額) 1日につき <u>1,080円</u> (日没から日出までの間において従事した場合はその額にその100分の50に相当する額を加算した額)
略			略		
備考 略			備考 略		

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表第6 災害応急作業等手当の項第1号及び第2号の改正規定は、令和8年9月1日から施行

する。

2 改正後の別表第6 災害応急作業等手当の項第3号の規定は、令和8年8月1日から適用する。